

## 地域福祉推進功労者表彰要綱

平成 3 年 6 月 1 日制定  
大阪市民生局要綱第 31 号

### (趣旨)

第1条 社会福祉協議会の役員、社会福祉事業のボランティア（団体）として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著であると認められるものを表彰し、または感謝の意を表するため、この要綱を定める。

### (表彰の範囲)

第2条 市長が表彰するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市域内を活動の範囲とする社会福祉協議会の役員として、過去 15 年以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となるもの
- (2) 本市域内において社会福祉活動（府下の市管轄施設における活動を含む。）を行うボランティアとして、過去 15 年以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、功績が顕著であり、かつ、その活動が他の模範となるもの
- (3) 本市域内において社会福祉活動（府下の市管轄施設における活動を含む。）を行うボランティア団体として、過去 10 年以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、功績が顕著であり、かつ、その活動が他の模範となるもの

### (感謝の範囲)

第3条 市長が感謝の意を表するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市域内を活動の範囲とする社会福祉協議会の役員として 4 年（役員任期 2 期）以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となるもの
- (2) 本市域内において社会福祉活動（府下の市管轄施設における活動を含む。）を行うボランティアとして、過去 10 年以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、功績が顕著であり、かつ、その活動が他の模範となるもの
- (3) 本市域内において社会福祉活動（府下の市管轄施設における活動を含む。）を行うボランティア団体として、過去 5 年以上にわたり活動を行い、現在なお活躍中のものであって、功績が顕著であり、かつ、その活動が他の模範となるもの

### (欠格条項)

第4条 表彰または感謝を受けるべきものが、次の各号のいずれかに該当するときは、表

彰または感謝は行わない。

- (1) 大阪市表彰規則（昭和 53 年 12 月 28 日規則第 121 号）により社会福祉協議会の長として表彰を受けているとき
- (2) この表彰要綱により、同一事由によりすでに表彰を受けているとき
- (3) 市長が特に不適当であると認めたもの

(表彰・感謝の時期、方法)

第 5 条 社会福祉協議会の役員に対する表彰または感謝は、「大阪市社会福祉大会」等において行う。

- 2 ボランティア（団体）に対する表彰または感謝は、「大阪市社会福祉大会」等において行う。
- 3 表彰または感謝の方法は、表彰状または感謝状を授与してこれを行う。

(表彰状・感謝状の様式)

第 6 条 表彰状の様式は次に定めるところによる。

- (1) 形状寸法 A3 版横長 (297 ミリ × 420 ミリ)
- (2) 用 紙 賞状用紙（統括用品を使用するものとする）
- (3) 書 式 縦書毛筆
- (4) 文 面 別紙様式 1

(推薦の方法)

第 7 条 区社会福祉協議会会長は、第 2 条の（1）、第 3 条の（1）に該当するものがあるときは、推薦調書（別紙様式 2）を、大阪市社会福祉協議会会長あてに提出し、大阪市社会福祉協議会会長はこれをとりまとめ、市長あて推薦するものとする。

- 2 大阪市社会福祉協議会会長、大阪市老人クラブ連合会理事長、大阪ボランティア協会理事長及び福祉局各関係課長、こども青少年局関係課長は、第 2 条の（2）または（3）、第 3 条の（2）または（3）に該当するものがあるときは、推薦調書（別紙様式 3）により、市長あて推薦するものとする。
- 3 推薦調書は、毎年 6 月 1 日現在で 1 部作成し、福祉局生活福祉部地域福祉課あて送付するものとする。

(審査の方法)

第 8 条 この要綱による表彰または感謝は、次の者をもって構成する選考委員会において審査し、決定のうえ、推薦者に通知し、推薦者を通じ該当者に通知する。

福祉局長、同理事、同総務部長、同生活福祉部長、同障がい者施策部長、同高齢者施策部長、同総務部総務課長、同生活福祉部福祉活動支援担当課長、こども青少年局長、

同子育て支援部長、同子育て支援部管理課長

(その他)

第9条 この要綱による表彰または感謝の関係事務の取り扱いについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成9年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年 6 月 1 日から施行する。

## 表彰状

○ ○ ○ ○ 様

あなたは多年にわたり  
社会福祉協議会の役員として  
本市地域福祉行政の推進に  
寄与されました  
その功績は誠に顕著であります  
ここにこれを表彰します

(元号)○年○月○日

大阪市長 ○○○○

## 表彰状

○ ○ ○ ○ 様

あなたは多年にわたり  
ボランティア活動を通して  
ふれあいとぬくもりのある福祉の  
まちづくりに貢献されました  
その功績は誠に顕著であります  
ここにこれを表彰します

(元号)○年○月○日

大阪市長 ○○○○

## 表彰状

○ ○ ○ ○ 様

貴 団 体 は 多 年 に わ た り  
ボ ラン テ イ ア 活 動 を 通 し て  
ふ れ あ い と ら く も り の あ る 福 祉 の  
ま ち づ く り に 貢 献 さ れ ま し た  
そ の 功 績 は 誠 に 頗 著 で あ り ま す  
こ こ に こ れ を 表 彰 し ま す

(元号)○年○月○日

大 阪 市 長 ○○ ○○

感謝状

○○○○様

あなたは社会福祉協議会の役員として本市地域福祉行政の推進に寄与されました

ここに深く感謝の意を表します

(元号)○年○月○日

大阪市長○○○○

## 感謝状

○ ○ ○ ○ 様

あなたは多年にわたり  
ボランティア活動を通して  
ふれあいとぬくもりのある福祉の  
まちづくりに貢献されました  
ここに深く感謝の意を表します

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 〇〇 〇〇

## 感謝状

○ ○ ○ ○ 様

貴団体は多年にわたり  
ボランティア活動を通して  
ふれあいとぬくもりのある福祉の  
まちづくりに貢献されました  
ここに深く感謝の意を表します

(元号)○年○月○日

大阪市長 ○○○○

## 社会福祉協議会役員 表彰または感謝 候補者推薦調書

区分 (いずれかに○)	表彰・感謝	社会福祉協議会役員 としての活動年数	年月
候補者	氏名※ (ふりがな)	生年月日 大正・昭和・平成・西暦 年月日 (満歳)	
	現住所	職種	
	〒一		
	経歴概要		
功績概要 (推薦理由)			
賞罰歴			

※ 推薦調書は、6月1日現在の内容を記載してください。

※ 「氏名」の字体をもって表彰状に印字し、大会パンフレット等に掲載しますので、正式字体で記載してください。

## ボランティア（個人・団体） 表彰または感謝 候補者推薦調書

区分 (いすれかに○)	表 彰 ・ 感 謝	活動年数	年 月
個 人	氏 名 ※ (ふりがな)	現 住 所 〒 一	
	生年月日	職 業	
	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 (満 歳)		
	団 体 名 ※ (ふりがな)	所 在 地 〒 一	
団 体	代表者名 (ふりがな)	設立年月日	団員数
		大正・昭和・平成 年 月 日 (設立 年)	人
功績概要 (推薦理由)			
賞罰歴			

※ 推薦調書は、6月1日現在の内容を記載してください。

※「氏名」もしくは「団体名」の字体をもって表彰状に印字し、大会パンフレット等に掲載しますので、正式字体で記載してください。